競争参加停止措置の概要

１　競争参加停止措置業者名	竹内建設株式会社
所在地及び競争参加停止措置期間	千葉県印西市原1-1-5 2024年3月7日～2024年6月6日（3か月）
２　競争参加停止措置の範囲	首都高速道路株式会社所掌区域内
３　事実概要	当該業者の代表取締役は、令和5年４～１０月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約２０万円や計４０万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年１月１０日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。
４　競争参加停止措置理由	「競争参加停止措置準則」（平成17年準則第22号） 別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第2号イ

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期　間
（贈賄） ２　次のイ、ロ又はハに掲げる者が、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内における他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等 ハ　使用人	逮捕又は公訴を知った日から ３か月以上９か月以内 ２か月以上６か月以内 １か月以上３か月以内